

木造住宅密集地域の 除却建物への助成制度

- 対象者**：対象地域内の木造住宅等の所有者
(下図オレンジ部分)
- 対象工事**：昭和56年5月以前に建築した木造建物を除却する工事
- 対象建物**：耐震診断^{※1}の結果、lw値^{※2}1.0未満の建物
- 対象地域**：木造住宅密集地域(不燃化特区^{※3}を除く)

令和4年度申請受付期間

4月1日(金) ~
12月23日(金)

※令和5年3月24日までに完了実績報告ができる工事のみ受付します。
※次年度は4月1日から受付予定です。



- ※1 耐震診断は、一般診断または精密診断のどちらでも構いません。
また、区の助成を受けて精密診断を行うこともできます。
- ※2 lw値(上部構造評点)とは、地震に対して木造建物が倒壊する危険性を数値化したものです。
lw値1.0未満の建物は、倒壊する可能性が高いという判断になります。
- ※3 不燃化特区内はこの除却工事助成は対象外ですが、老朽建築物の解体助成制度が別途あります。

助成対象外となる場合

- 耐震改修に係るほかの補助金を受けている場合
- 公共施設や建物所有者が大企業の場合
- 建物所有者が住民税(都民税・特別区民税・法人住民税など)を滞納している場合

助成対象工事について

建物本体の除却工事のみが助成対象となります。
建物本体以外の外構工作物(門・塀・垣根・庭木など)の除却及び石綿等の調査・分析・撤去・処分に係る費用は助成の対象となりません。

助成額

(ア)

(イ)

(ア)(イ)のうちどちらか低い額

150万円

除却に要する費用の1/2(千円未満切捨て)

助成制度の流れ

助成金交付申請

工事の契約・着工前に、右記の提出書類を提出して下さい。

助成金交付決定通知

助成金交付申請が承認されると、区から助成金交付決定通知書と完了実績報告書等を郵送します。

工事着工

助成金交付決定通知を受けてから書面による工事の請負契約書^{*}を交わし、工事に着手してください。

工事箇所ごとに、除却前・除却中・除却後の施工過程がわかるように写真を撮るよう、施工業者に依頼してください。

工事完了・完了実績報告

工事完了後、必要書類を提出してください。
除却完了の現地確認を行います。

助成額確定

区から「助成額確定通知書」を郵送します。
助成金は申請者名義の指定口座に振り込まれます。

助成金交付申請時の提出書類

- ① 除却工事助成金交付申請書
- ② 耐震診断結果報告書(建築士によるもの)
- ③ 耐震診断を行った建築士の免許証のコピー(区精密診断・特定精密診断の場合は不要)
- ④ 所有及び建築年月が確認できる書類のコピー(登記事項証明書、固定資産税納税通知書(課税明細書共)等)
- ⑤ 住民税(個人・法人)納税証明書または非課税証明書のコピー
- ⑥ 案内図及び外観写真
- ⑦ 除却工事の見積書
- ⑧ 共有者がいる場合は、同意書
- ⑨ 委任状(申請手続きを所有者以外の第三者に委任する場合)
- ⑩ その他区長が必要と認めるもの

※工事の請負契約書は、除却工事のみとしてください。
新築工事と併せた契約書および領収書は不可です。

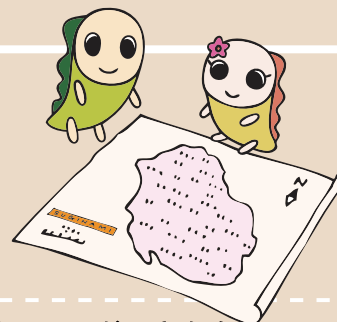
完了実績報告時の提出書類

- ① 除却工事完了実績報告書
- ② 請求書兼口座振替依頼書
- ③ 契約書または注文書・請書のコピー
- ④ 領収書のコピー
- ⑤ 工事写真(除却前・除却中・除却後)



申し込み・問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 市街地整備課 耐震改修担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (区役所西棟3階)
電話 03-3312-2111 (代)



除却工事助成金交付申請書等は杉並区ホームページからもダウンロードできます。

不燃化特区内の除却工事に関する助成制度については、市街地整備課不燃化推進係にご相談ください。